

欧州におけるデータ流通規範
－B2B データ共有を中心に－

2021年8月31日 生貝直人
一橋大学大学院法学研究科准教授

1. B2B データ共有契約に関わる規範

- ・ 欧州委員会が2017年1月に公表した「欧州データ経済の構築[COM(2017)]」において、IoT等から生成される機械生成データを中心としたデータへのアクセス拡大施策について検討を行い、以下の政策オプションの可能性を提示。

- ① 企業のデータ共有の誘引付けに関するガイダンス（非立法）
- ② 信頼できるデータの識別と交換の技術ソリューション開発促進（API等）
- ③ デフォルト契約ルール（立法措置）
- ④ 公益および科学的目的のためのアクセス（B2G等）
- ⑤ データ作成者の権利（data producer's right）
- ⑥ 対価に基づくFRAND条件等でのアクセス

これに基づき広範なステークホルダー対話が行われ、現段階ではB2Bに関わるホリゾンタルな立法的介入ではなく、非立法的な手段が適切であると結論。2018年4月に公表された「共通欧州データ空間に向けて[COM(2018)232]」及び附属作業文書「欧州経済における民間部門のデータ共有に関するガイダンス」において、B2B（Business to Business）及びB2G（Business to Government）のデータ共有ガイダンスを策定。前者につき、IoT生成データに関連する製品やサービスの公正な市場を確保するため、契約において尊重されるべき原則として以下を提示。

- | |
|---|
| <p>a) 透明性（Transparency）：関連する契約上の合意は、透明かつ理解可能な方法で、(i) 製品又はサービスが生成するデータにアクセスする人又は事業体、当該データの種類、詳細さのレベル、及び(ii) 当該データを使用する目的を特定すべきである。</p> <p>b) 価値創造の共有（Shared value creation）：製品またはサービスの使用の副産物としてデータが生成される場合、複数の当事者がデータの生成に貢献していることを、関連する契約上の合意で認識すべきである。</p> <p>c) 相互の商業的利益の尊重（Respect for each other's commercial interests）：関連する契約上の合意は、データ保有者およびデータ利用者の商業的利益および秘密の両方を保護する必要性に対処すべきである。</p> <p>d) 歪みのない競争の確保（Ensure undistorted competition）：関連する契約上の合意は、商業的に機密性の高いデータを交換する際に、歪みのない競争を確保する必要性に対処すべきである。</p> |
|---|

e) **データロックインの最小化** (Minimized data lock-in) : 副産物としてデータを生成する製品またはサービスを提供する企業は、データポータビリティを可能な限り認め、実現すべきである。また、可能であれば、事業を展開する市場の特性に合わせて、データ転送を含む製品・サービスと並行して、データ転送を伴わない、または限定的なデータ転送のみの同一製品・サービスを提供することを検討すべきである。

- ・ 2019年7月には、欧州委員会からの支援により「データ共有支援センター(Support Center for Data Sharing) ¹」が設立され、データ共有に関わる既存モデル契約やベストプラクティスの収集・分析、法的枠組やデータ流通技術の調査等を行っている。
- ・ さらに、2020年2月の「欧州データ戦略[COM(2020)66]」において、2021年第3四半期の提案予定が示された「データ法(Data Act)」の構想においては、B2Bデータ共有を促進するための法的枠組が導入される見込みであり、2021年6月に開始された初期影響評価文書²によれば、IoT生成データへのアクセス・使用に関する透明性確保、データ共有契約の公正性テスト、FRAND条件でのデータアクセス権、部門別データアクセスの共通原則・紛争解決メカニズム等のオプションが挙げられている。また、2019年の「非個人データのEU域内自由流通枠組規則」におけるクラウドサービスのデータポータビリティ強化、スマートコントラクト法制等も検討されている。

2. データ共有サービスに関わる規範

- ・ 2020年11月に提案された「欧州データガバナンス規則」案の第3章では、以下3種類の「データ共有サービス(data sharing service)」に関する規律枠組を提案³。
 - ① データ保有法人によるデータ利用者へのデータ提供を支援するサービス(二者間・多者間のデータ交換、データ交換や共同での利用を支援するプラットフォームやデータベースの構築、データ保有者と利用者を繋ぐ特定のインフラ提供等を含む)
 - ② 自らの個人データを提供しようとする個人とデータ利用者を媒介するサービス(GDPR上の権利行使支援を含む)
 - ③ 複数の個人や中小企業等が共同でデータ提供条件等の交渉等を行うデータ協同組合(data cooperatives)に関わるサービス
- ・ 主な規律内容は第11条に規定される。データ共有サービス提供者は監督官庁に届出を行う必要があり、域外事業者の場合域内に代理人を設置する必要がある(9条)。

¹ <https://eudatasharing.eu/>

² Data Act (including the review of the Directive 96/9/EC on the legal protection of databases)
<https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13045-Data-Act-including-the-review-of-the-Directive-96-9-EC-on-the-legal-protection-of-databases-ja>

³ この他第4章では、企業・個人による公益のための自発的なデータ提供(データ利他主義、data altruism)に基づくサービスの規律枠組と、欧州委員会の委任法令に基づく「欧州データ利他主義同意フォーム」に関する規定が置かれている。

第 11 条 データ共有サービス提供の要件

第 9 条(1)にいうデータ共有サービスの提供は、以下の要件に従うものとする。

- (1)提供者は、サービス対象データを、データ利用者が使用できるようにする以外の目的で使用してはならず、データ共有サービスは別の法人に配置されなければならない。
- (2)データ共有サービスを提供する際に収集したメタデータは、そのサービスの開発のためにのみ使用することができる。
- (3)提供者は、そのサービスへのアクセス手続きが、価格を含め、データ保有者とデータ利用者の双方にとって公正、透明、かつ非差別的であることを保証しなければならない。
- (4)提供者は、データ保有者から受け取ったフォーマットでのデータ交換を促進し、セクター内及びセクター間の相互運用性を高めるため、又はデータ利用者が要求した場合、又は EU 法で義務付けられている場合、又は国際的または欧州的なデータ標準との調和を確保するためにのみ、データを特定のフォーマットに変換するものとする。
- (5)提供者は、自らのサービスを通じてデータにアクセスしようとする者からのデータアクセスに関して、詐欺的または濫用的な行為を防止する手続きを設けなければならない。
- (6)提供者は、サービス提供の合理的な継続性を確保しなければならないが、データの保存を保証するサービスの場合には、倒産した場合に、データ保有者およびデータ利用者が自らのデータへのアクセスを得ることができる十分な保証を用意しなければならない。
- (7)提供者は、EU 法で違法とされる非個人データの移転またはアクセスを防止するために、技術的、法的、組織的に適切な措置を講じなければならない。
- (8)提供者は、非個人データの保管および送信について、高度なセキュリティを確保するための措置を講じなければならない。
- (9)提供者は、競争に関する EU 及び国内の規則の遵守を確保するための手続きを整備しなければならない。
- (10)データ主体にサービスを提供するプロバイダーは、データ主体の権利の行使を容易にするために、特にデータ主体に潜在的なデータ使用とその使用に付随する標準的な条件について助言することで、データ主体の最善の利益のために行動しなければならない。
- (11)データ主体から同意を得るためのツール、又は法人が利用可能としたデータを処理する許可を得るためのツールを提供する場合、データの使用が意図されている一つ又は複数の法的管轄を指定しなければならない。

以上